

昭和二十七年四月十四日

内閣官房長官
内閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣

法務総裁

天野 國務大臣	佐藤 國務大臣	岡崎 國務大臣	周東 國務大臣
池田 國務大臣	村上 國務大臣	大橋 國務大臣	山崎 國務大臣
高橋 國務大臣	野田 國務大臣	伊豆 國務大臣	五
吉武 國務大臣	岡野 國務大臣	五	五
廣川 國務大臣	五	五	五

不要報告

別紙労働大臣請議夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令案

二十七年四月十五日
二五
早七

を審査したが、右は請議のよう閣議決定せられてよいと認める。

政 令 案

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十七年 四月 十七日

内閣総理大臣

星 案附箋の通り

法務府法意ニ第ニ号
昭和二十七年四月十二日

野紙 和紙 全面野紙

この件關係主任官

労働基準監督官 堀 秀夫

労働省発基第二八号

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令について

夏時刻法の廃止に伴い、夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する必要がある。

よつて、別紙「夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する政令案」を提出する。右閣議を求めらる。

労甲四

昭和二十七年四月十五日

労働大臣 吉武 恵市

内閣総理大臣 吉田 茂 殿



政令第百九号

罫紙 和紙 全面罫紙

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する、
政令を廃止する政令

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）の廃止に伴
い、この政令を制定する。

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令（昭和
二十三年政令第二百八十号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

労働大臣

内閣総理大臣

[Blank lined area for text]

理由

夏時刻法の廃止に伴い、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴う労働基準法の特例を設ける必要がなくなるので、夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を廃止する必要があるのである。

罫紙 和紙 全面罫紙

参照

夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令

(昭和二十三年九月一日政令第二百八十号)

内閣は、夏時刻法（昭和二十三年法律第二十九号）第三條（時間の計算に関する他の法令の規定の適用）の規定に基き、ここに夏時刻終了の際における労働基準法の特例に関する政令を制定する。

1 使用者は、九月の第二土曜日から、その翌日（日曜日）にわたつて労働することになつてゐる労働者については、夏時刻終了の際における時刻の調整に伴い、その日に関する限り、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二條（労働時間）の規定又は第四十條（労働時間及び休憩の特例）に基く命令の規定にかかわらず、労働時間を一時間延長するこ

詳紙 和紙全面露紙

とができる。

2 前項の規定により使用者が労働時間を延長した場合においては、これに対し、労働基準法第三十七條（時間外・休日及び深夜の割増賃金）に定める割増金を支払わなければならぬ。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

夏時刻法

（昭和二十三年四月二十八日 法律第二十九号）

（夏時刻を用いる期間）

第一條 毎年、五月の第一土曜日の午後十二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻（夏時刻）を用いるものとする。
但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

（初日及び最終日の一日の時間）

第二條 五月の第一土曜日の翌日（日曜日）は、二十三時間をもつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間をもつて一日とする。

2 夏時刻の期間中その他の日はすべて二十四時間をもつて一日

とする。

(委任事項)

第三條 この法律の施行に関し、時間の計算に関する他の法律の規定の適用について必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

1 この法律は、公布の日から、これを施行する。

2 この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條(夏時刻を用いる期間)及び第二條(初日及び最終日の一日の時間)において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とする。

附則(第一次改正の附則)

この法律は、公布の日から施行する。

総甲第一二三号 昭和二十七年六月十六日 閣議 昭和二十七年六月十七日

内閣府長官 為

内閣官長 為

木村 國務大臣

廣川 國務大臣

吉武 國務大臣

周東 國務大臣

岡崎 國務大臣

高橋 國務大臣

野田 國務大臣

山崎 國務大臣

池田 國務大臣

村上 國務大臣

大橋 國務大臣

山崎 國務大臣

大野 國務大臣

佐藤 國務大臣

岡野 國務大臣

閣議了解事項

一 日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊に対する日本人及びその他の日本在住者の労務提供に関する基本契約の

内閣

553